

三重とこわか国体鳥羽市医療救護対策要項

1 趣旨

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市医事・衛生基本計画に基づき、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」における医療救護対策について、必要な事項を定める。

2 救護所の設置

- (1) 救護所は、競技会場の適切な場所に設置するものとする。
- (2) 救護所の人員配置は、医師、看護師、保健師及び救急隊員とする。ただし、必要と認めるときは変更することができる。
- (3) 救護所に配備する物品は、医薬品（ドーピング物質を含有しないものに限る。）、医療器具及びAEDとする。ただし、必要と認めるときは変更することができる。

3 救護所における医療救護

救護所における医療救護は、患者に対する応急処置及び軽易な治療とし、必要と認めるときは、医療機関に移送するものとする。

4 練習会場における医療救護

練習会場における医療救護は、医薬品（ドーピング物質を含有しないものに限る。）の配備及び係員の配置とする。ただし必要と認めるときは、変更することができる。

5 宿舎における医療救護

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、宿舎提供者に対し、次の各号に掲げる事項を事前に周知するものとする。

- (1) 大会参加者等が宿舎において発病又は負傷した場合には、医療機関の紹介又は救急自動車の出動要請をすること。
- (2) 前号に掲げる事項を実施した場合には、速やかに実行委員会へ連絡すること。

6 救急自動車の配備

救急自動車の配備は、関係機関との協議により、別に定める。

7 医療費の負担

医療費は、救護所での診療費用及び救急自動車による移送費用を除き、全て受診者が負担するものとする。

8 準用

第2条から前条までの規定は、鳥羽市で開催される競技別リハーサル大会について準用する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。